

下記の内容を十分にご確認ください。
本受講約款は受講申し込み契約の内容となります。

【キッズ受講約款】

受講申込書及び本受講約款は、特定商取引に関する法律第42条特定継続的役務提供にて定める
「書面の交付」に基づく契約時の書面となります。

第1条（契約の成立）

受講希望者の保護者（親権者または後見人等、以下「受講希望者」といいます。）による英会話・英語資格等の受講の申し込みと契約の成立は、事前にお渡しする「受講前のご案内」ならびに「就学規定」等を確認・承諾し、本受講約款（以下「本約款」といいます。）に基づき、所定の受講申込書を記入・提出し、その内容を株式会社イーオン（以下「乙」といいます。）が承諾したときをいいます（乙が申し込みを承諾した受講希望者及びその親権者を以下「甲」といいます。）。なお、本約款は受講申し込み契約（以下「本契約」といいます。）の内容となります。

第2条（本契約の開始日と終了日）

- (1)本契約開始日とは、受講申込書に記入する受講期間の最初の日（原則的に月曜日）とします。
- (2)本契約終了日とは、受講申込書に記入する受講期間の最終の日（原則的に日曜日）とします。

第3条（拒否事由）

- 乙は、以下の各号に該当する場合、受講希望者による申し込みを拒否することができるものとします。
- (1)受講希望者がクレジットを利用されるにあたって、甲及びクレジット会社間の立替払い契約が成立しないとき。
 - (2)受講希望者が費用の支払いにクレジットカードを利用されるにあたって、決済ができないとき。
 - (3)各受講コースが定める受講条件を満たしていないとき。
 - (4)受講希望者が希望する学校のコースの定員に受け入れ可能な余裕がないとき。
 - (5)その他、乙が不適当と認めたとき。

第4条（役務提供の種類・方法）

乙は甲に対して、英会話・英語資格等のレッスンを原則乙の教室において所定の指導時間内に提供します。乙の定める学習指導カリキュラムの中から受講申込書に記載した内容の役務を提供します。また、感染症対策等その他事情がある場合は、オンラインによって提供することがあります。

第5条（授業料・入学金・登録料・システム管理費・教材・時間数など）

- (1)授業料、入学金、登録料、システム管理費、教材及び教材費、授業の時間数に関しては、受講申込書をご覧ください。
- (2)消費税が変更になった場合は、それに伴い授業料等が変更になることがあります。
- (3)登録料とは、入学時における生徒登録費用です。新規ご入学の際、または、復学される際にかかります。受講申込書には、入学金の欄に入学金と合算された金額で明記されます。
- (4)システム管理費（受講申込書に記載の額）とは、受講者個々人の授業振替、出欠管理、進捗状況管理、その他自宅学習サポートコンテンツの提供等にかかる月々の費用をいい、本契約開始日以降毎月かかります。

第6条（学習指導の形態）

代表的なレッスンは以下の通りです。

- (1)グループレッソンは、原則として所定の教室で所定の指導時間内に一人の教師が複数（目安：6～8名）の受講者に対して学習指導を行うものをいいます。
- (2)プライベートレッスンは、一人の教師が一人の受講者に対して、またセミプライベートレッスンは一人の教師が2～3人の受講者に対して、原則として所定の教室で予め定められたカリキュラムと日時に従って、所定の指導時間内に学習指導を行うものをいいます。

第7条（学習指導期間）

学習指導期間は、受講申込書に記載された期間とします。

第8条（金銭の支払い時期及びその方法）

受講前に受講申込書に記載する所定の費用全額を、原則として金融機関からの引き落とし、振込、デビットカード、クレジットカード、アプリ決済、口座振替（月謝制）にてお支払いいただきます。お支払いの時期と方法に関しては、原則申し込み後3日以内に選択された支払い方法によりお支払いいただきますが、レッスン開始前にお支払いを完了していただくことが条件となります。なお、金融機関からの引き落としまたは口座振替の場合は、所定の手続きをお願いします。金融機関を通じて振込による支払いの場合にかかる振込手数料は、甲の負担とします。

第9条（契約の解除・クーリング・オフ）

本条で定める契約の解除・クーリング・オフは、2か月を越え且つ支払い総額が5万円を越える契約の場合にのみ適用されます。

- (1)受講申込書（控え）及び本約款を受領した日から起算して8日を経過するまでの間は、甲は書面または電磁的方法（以下「電子メール等」といいます。）により本契約の解除を行うことができます。
- (2)本条第(1)項の本契約の解除は、当該契約の解除に係わる書面または電子メール等を発したときに、その効力を生じます。
- (3)本条第(1)項の本契約の解除があった場合、乙は甲に対してその契約の解除に伴う損害賠償または違約金の支払いの請求はいたしません。
- (4)本条第(1)項の本契約の解除があった場合、授業が既に提供された場合であっても、乙は甲に対して当該授業に相応する授業料その他の金銭の支払いの請求はいたしません。
- (5)本条第(1)項の本契約の解除があった場合、乙が受領している金銭は速やかに甲に対してその全額を返金します。
- (6)本条第(1)項の本契約の解除があった場合、教材の販売契約も甲は解除できます。
- (7)本条第(6)項の教材の販売契約の解除は、当該契約の解除に係わる書面または電子メール等を発したときにその効力を生じます。
- (8)本条第(6)項の教材の販売契約の解除があった場合において、乙は甲に対してその契約解除に伴う損害賠償または違約金支払いの請求はいたしません。
- (9)本条第(6)項の教材の販売契約の解除があった場合、乙は教材の代金を受領しているときは、速やかに甲に対してその全額を返金します。
- (10)本条第(6)項の教材の販売契約の解除があった場合、教材の引き渡しに既にされているときは、その引き取りに要する費用は乙の負担とします。
- (11)甲が不実のことを告げられて誤認し、または威迫され、困惑してクーリング・オフをしなかったときは、改めて乙が発行するクーリング・オフができる旨の書面または電子メール等を受領した日を含む8日間を経過するまでは本条第(1)項及び第(6)項の契約解除ができます。

第10条（契約の解除・中途解約）

- (1)乙より受講申込書（控え）及び本約款を受領した日から起算して8日を経過した後は、甲は、乙に対して解除の申し出をすることによって本契約の解除を行うことができます。ただし、本契約解除の申し出を代理人によって行う場合は、甲の委任状の提出が必要です。また、口頭による解約申し出の場合は、後のトラブル防止のため後日書面をご提出いただく場合があります。
- (2)本条第(1)項の契約の解除があった場合の精算方法。
 - ・ 口座振替の場合…契約残額より違約金（次項に規定されております。）等を差し引いた額を甲の口座に振り込みます。
 - ・ 月謝支払いの場合…解約のお申し出は、解約希望月の前月25日までをお願いします。なお、翌月の引き落としを停止する場合のお申し出も前月25日までにお申し出ください。それ以降の場合は、解約処理月が翌月となるため、引き落としを停止することができません。万一、返金対象の月謝が引き落としされた場合は、返金いたします。また、解約お申し出時に未払いの月謝がある場合は、未払い分をお支払いいただいた後の解約処理となります。
 - ・ クレジット契約の場合…クレジット会社所定の方法に基づき、三者間で精算します。
乙からの返金額よりもクレジット会社への残債が多い場合は、その差額をお支払い頂きます。また、この逆の場合は返金いたします。
 - ・ クレジットカード支払いの場合
 - ①クレジットカード契約金額全額返金の場合・・・カード返品処理により精算します。
 - ②クレジットカード契約金額全額返金でない場合・・・返金金額を甲の口座に振り込みます。※契約残額より違約金（次頁に規定しております。）等を差し引いた額をお支払いいただくと同時にカード返品処理を行って精算する場合もあります。
 - ※精算処理に関して、現金を振り込む場合の振込手数料は甲の負担とします。
- (3)本条第(1)項の契約の解除があった場合、乙は、甲から既に受領した金額の総額から以下の費用を差し引いた残額を

甲に返金します。この場合、金融機関を通じて振り込む際の振込手数料は、甲の負担となります。

受講開始前

- ・ 違約金：本契約の締結及び履行に要した費用（契約登録費）：入学金と登録料の合計
※特定継続的役務提供契約において政令で定める範囲の額（上限 15,000 円）
※本契約の締結及び履行のために通常要する費用をいい、コンピュータシステム登録料、カウンセリング、契約手続きにかかる費用です。
- ① 受講開始前とは、最初のレッスンの受講開始時までとします。
- ② 一つの契約の中に複数のレッスンがある場合（グループ+プライベート等）、受講開始前とは、一番始めに受講するレッスンの受講開始時までとします。

受講開始後

【一括支払い・クレジット支払い】

- ・ 本契約の締結及び履行に要した費用（契約登録費）：入学金と登録料の合計
※特定継続的役務提供契約において政令で定める範囲の額（上限 15,000 円）
※本契約の締結及び履行のために通常要する費用をいい、コンピュータシステム登録料、カウンセリング、契約手続きにかかる費用です。
- ・ 違約金：5万円または契約残額の20％に相当する額のいずれか低い額
※契約残額とは、入学金・登録料と残授業料の合計額から契約登録費を差し引いたものです。
- ① 残授業料は、契約時のレッスン単価×残回数となります。
- ② 残回数とは、契約レッスンの総回数から消化済レッスン回数を差し引いたものです。
- ・ 消化済みのシステム管理費
※システム管理費は、契約開始月から消化いたします。受講開始後に契約の解除があった場合は、最終在籍月も消化いたします。残りのシステム管理費は、全額返金します。
(例) 5月15日に受講を開始し、7月10日に解約した場合は、3か月分消化いたします。残りは返金します。
- ・ 消化済みのレッスン料

【月謝制による支払い】

月謝制による支払いであっても、継続的な役務提供を想定しておりますので、特定商取引法第41条特定継続的役務提供契約により、以下の返金規定が適用されます。

- ・ 本契約の締結及び履行に要した費用（契約登録費）：入学金と登録料の合計
※特定継続的役務提供契約において政令で定める範囲の額（上限 15,000 円）
※本契約の締結及び履行のために通常要する費用をいい、コンピュータシステム登録料、カウンセリング、契約手続きにかかる費用です。
- ・ 違約金：5万円または契約残額の20％に相当する額のいずれか低い額
※契約残額とは、入学金・登録料と残授業料の合計額から契約登録費を差し引いたものです。
- ・ 消化済みのシステム管理費
- ・ 消化済みのレッスン料
月途中での退学の場合、退学月のレッスン料及びシステム管理費は全て消化とみなします。
(例) 7月12日に契約解除（退学）の申し出があった場合、7月末までの授業料及びシステム管理費はお支払いいただきます。8月分の費用が引き落としされている場合は返金します。

【一括支払い・クレジット支払い・月謝制による支払い共通】

- ・ 休学届け出期間中の授業料は消化いたしません、システム管理費は、在籍にかかる費用として消化します。
- ・ 休学届け出期間を経過しますと授業料の消化が再開されます（以下の【消化済みレッスンとは】をご参照ください。）。
- ・ 休学願の届け出なしにお休みされた場合は、自動的に授業料が消化します。
- ・ 休学届け出期間中に退学を申し出られた場合、退学の申し出月までのシステム管理費は、お支払いいただきます。

【消化済みレッスンとは】

- ・ グループレッスンで、自己都合により休まれた場合は、授業料が消化されます。
- ・ プライベートレッスン・セミプライベートレッスンで振替制度ありの場合は、予め定められたカリキュラム・日時に沿って受講していただき、受講回数が消化回数となります。原則として、契約期間内に全てのレッスンを消化していただきますが、契約期間終了後においても就学規定に定める有効期限内であれば受講は可能です。別途定める就学規定にてご確認ください（レッスン受講予定日の前営業日までにキャンセルの連絡なく休まれた場合は、受講したものとみなし、レッスンは消化されます。）。
- ・ プライベートレッスン・セミプライベートレッスンで振替制度なしの場合は、契約期間内において、受講した回数及び休まれた回数が消化回数になります。

(4)本条第(1)項による本契約の解除があった場合、甲は教材の販売契約も解除できます。

- ・ 教材費の割引があった場合は、教材毎の割引後の価格を基準に精算します。

- ・教材等の返却があった場合、乙の査定により、完全未使用・未開封であると査定できたときは、代金を返金します。書き込み、汚れ、破損、開封、染みや折れ等があり、使用されたものは残存価値がないものとして、返却されなかった場合と同じく返金対象にはなりません。教材返品のご請求は、契約期間内に行われるものとします。
 - ・教材をセットでご購入いただいた場合は、全ての教材が完全未使用・未開封である場合にのみ返金対象となります。
 - ・主要教材の他に補助教材（オプション）として任意にご購入いただいた商品は、本項の適用はございません。
 - ・受講開始後は、通学、オンラインレッスン、イーオン・ネットキャンパスまたはイーオン・キッズアイクラブ等にて教材を使用いたします。教材の不正利用等が発覚した場合は、教材費の返金には応じかねます（不正コピー、模造品、乙から購入せずして入手した教材等）。
 - ・教材費の精算は、コース変更時等にも同じ精算方法で行います。
- (5)天災地変（台風・竜巻・大地震・津波・大雪・風水害等）、感染症、戦乱、暴動、テロ行為、官公署の命令、陸海空における不慮の災難、運送機関等のサービス提供の中止、甲の生命または身体の安全確保のために必要な措置、その他乙の責めに帰すことのできない事由等の不可抗力により、休校せざるを得ない場合における休講の授業料は、返金の対象になりませんが通学またはオンラインによる代替レッスンを行えるよう努力いたします。ただし、被害状況によっては代替レッスンを行えない場合もあり得ます。

第11条（契約の途中変更）

- (1)グループレッスンからプライベートレッスンへ移行する場合、またはプライベートレッスンからグループレッスンへ移行する場合、通学レッスンからインターネットレッスンへ移行する場合等、契約の途中変更をご希望される場合は、授業料残金がある場合に限り、変更前の残授業料を変更希望後のレッスンに充当します。変更希望の場合は、変更希望後のレッスン開始の前週末または開始月の前月末（変更希望コースにより異なります。）までにお申し出ください。変更希望のお申し出期日を超えた場合は、ご希望に応じかねます。また、費用の全額をお支払いいただけない場合は、変更及び充当をいたしかねます。
- (2)グループレッスン週2回以上のクラスを受講中に週1回分の休学、またはコースの変更により週1回だけの通学や週1回だけの転校等の場合は授業料が変更になりますので、変更希望の1か月前までにお申し出ください。お申し出期日までにお申し出いただけない場合は、ご希望に応じかねます。
- (3)グループレッスン・プライベートレッスンで振替制度なしの場合は、契約の途中において受講曜日の変更が可能です。その際、変更後の受講曜日があらためて固定されたレッスン受講予定日になります。

第12条（休学）

休学制度に関する規定は、別途定める就学規定にてご確認ください。

第13条（授業料割引の併用）

授業料割引に関して、定額割引とパーセント割引の併用（例：3,000円割引と5%割引）の場合は、定額割引が優先するものとします。

第14条（役務提供事業者の住所・契約締結時の担当者・契約締結の年月日）

受講申込書にて記載しておりますので、受講申込書をご確認ください。

第15条（抗弁権の接続）

甲は、本契約に関して、信販会社のクレジットを利用している時には、乙との間で生じている事由をもって当該信販会社に対して問題が解決するまでの間、支払いを停止することができます。ただし、抗弁権の主張が信義則に反する場合はこの限りではありません。

第16条（免責事項）

- (1)乙は、天災地変（台風・竜巻・大地震・津波・大雪・風水害等）、感染症、戦乱、暴動、テロ行為、官公署の命令、運送機関等のサービス提供の中止による交通機関の遅延または不通、甲の生命または身体の安全確保のために必要な措置、その他乙の責めに帰すことのできない事由等の不可抗力により甲に対する役務の提供が遅滞、変更、中断、中止等発生し、甲の受講に損害が生じた場合、その損害について一切の責任を負いません。
- (2)本条第(1)項に定める不可抗力の事由により、外国人教師によるレッスンを日本人の教師に、またはその逆の場合、やむを得ず変更せざるを得なくなった場合、変更となったレッスン（代替レッスン・オンラインレッスン含む。）に対する差額の精算は行いません。

第17条（遵守義務）

- (1)甲は、乙が別途定める就学規定を遵守し、乙の教師及び乙のスタッフの指示や指導に従い、規律を遵守するものとし

- ます。
- (2)甲は、乙の授業の妨害、教師及びクラス参加者への迷惑行為、乙を誹謗中傷する行為（インターネット上での誹謗中傷含む。）、その他公序良俗に反する行為を行わないものとします。
- (3)甲は、授業の参加において、自身の貴重品や教材、所持品等、自己責任の下で管理するものとします。乙の責によらない甲の所持品等の紛失・盗難について、乙は一切の責任を負いません。
- (4)第4条（役務提供の種類・方法）に定める役務の提供をオンラインによって行う場合は、セキュリティの関係上、以下に掲げる事項を遵守するものとします。
- ①ログインネームにフルネームを使用せず、ファーストネームで参加すること。
 - ②オンライン授業に使用されるパソコンには、自己の費用と負担にてセキュリティソフトを設定すること。
 - ③スマートフォンやタブレット等にてフリーのWi-Fiサービスをご利用の場合、盗聴・覗き見・なりすましのアクセスポイント等セキュリティ上の問題があるため、公共の場所等でフリーのWi-Fiは使用しないこと。
 - ④オンライン授業に参加できるのは、本人のみであること。ただし、「親子クラス」は、受講生1名につき、保護者1名が同伴可能です（本人以外の方の参加が発覚した場合は、損害賠償の対象となり得ます。）。
 - ⑤オンラインの特性上、情報漏洩のリスクが常にあることを意識し、安全なセキュリティ対策を講じた上で参加すること。

第18条（乙による解除）

- (1)甲に次に定める事由が生じた場合、乙は催告の上、本契約を解除することができるものとします。
- ①甲が、前条第(1)項及び第(2)項の定めに違反し、乙が相当期間を定めて改善を求めたにもかかわらず改善のないとき。
 - ②甲が、乙指定の期日までに（月謝制の場合は2か月間以上に渡って）、第5条第(1)項に定める授業料・入学金・登録料・システム管理費・教材費等の支払いを行わないとき。
 - ③甲が、所在不明、または乙からの連絡に対し返信期限を過ぎ1か月以上にわたり連絡不能となったとき。
 - ④甲が乙に届け出た、甲に関する情報に虚偽あるいは重大な遺漏のあることが判明したとき。
 - ⑤乙が、甲の犯罪行為を知ったとき、または甲による犯罪行為が発覚したとき。
 - ⑥甲が、本約款に違反したとき。
 - ⑦その他、乙の業務上の都合があるとき。
- (2)本条第(1)項に基づき、乙が本契約を解除したとき、乙に生じた損失は、甲が負担するものとします。甲は乙からの請求後、直ちにかかる損失を、乙に支払うものとします。

第19条（禁止事項）

- (1)甲は、授業参加中、授業の内容及びその様子等について録音または撮影（動画・写真）等する行為を行ってはなりません。ただし、担当教師が授業に必要と判断し、許可した場合はこの限りではありません。
- (2)乙が編集・製作・発行する教材の著作権、その他の知的財産権は、乙に全て帰属し、甲に移転されることはなく、その利用が許諾されるものでもありません。無断で乙の許可なく著作物の改変・複製等を行ってはなりません。また、インターネット上に無断で掲載または拡散、配付等行ってはなりません。この場合、著作権の侵害により損害賠償の対象となります。

第20条（損害賠償）

- (1)乙の管理下でない間に発生した事故、乙の施設内において生じた盗難及び紛失については、乙は一切損害賠償の責めを負いません。また、乙の管理下における甲の行為に起因する偶然的事故については、法律上の賠償責任に基づき、甲及びその法定監督義務者（親権者、後見人またはこれらに代わって親権を行使する者）がその解決にあたるものとします。
- (2)本約款第17条の遵守義務違反及び第18条の乙による解除に伴い、甲に起因して乙に生じた損害及び本約款第19条の禁止事項に起因して乙に損害が発生した場合、乙は甲に対して損害賠償を請求します。

第21条（不担保条項）

本約款で定める授業の参加にあたって、乙は甲に対し、語学力向上の機会を提供するものであり、役務提供に対する効果を確約する性質の契約ではありません。また、語学力の成果に対する成果保証や資格取得あるいは技能等の向上を保証するものでもありません。

第22条（前受金の保全）

乙は、入学金・登録料・授業料・システム管理費・教材費その他の金銭についての前受金の保全措置はとっていません。

第23条（暴排条項）

- (1)甲は、乙に対し、自らが反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業その他これらに準じる者及びこれらの者と密接な関わりを有する者の総称をいいます。）に該当しないこと、反社会的勢力と何ら関係を有しないことを表明し、将来にわたって該当しないことを確約します。
- (2)甲は、乙に対し、自らまたは第三者を利用して本契約に関して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計または威力を用いて乙の業務を妨害し、または信用を毀損する行為、その他これらに準ずる行為をしないことを表明し、将来にわたって確約します。
- (3)本契約締結後に、甲が本条第(1)(2)項に違反したことが判明した場合、乙は、何らの催告を要せずして、本契約の解除ができるものとします。
- (4)本条第(3)項の本契約の解除があった場合、乙は甲に対して一切返金しません。また、当該解除により乙に生じた費用及び損失は甲が負担するものとし、乙からの請求後、直ちにかかる費用及び損失を乙に対して支払うものとし、ます。

第24条（守秘義務）

乙は、甲の同意の下に得た個人データ等の守秘されるべき情報は、個人情報保護法に基づき、本契約の目的以外では一切使用せず、他に漏らしません。ただし、万一の緊急事故対応及び甲の生命、健康、財産等の利益を保護するために必要な場合、受講申込書記載内容を国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要性がある場合に限り開示することがあります。

第25条（個人情報の取扱い）

ご提供いただく個人情報は、適切な保護管理をし、以下の様にお取扱いいたします。

(1)個人情報の利用目的

ご提供いただく個人情報は、以下の目的で利用します。

- ①教育事業における各種サービスの提供業務（各種契約約款及び就学規定等に基づく契約内容の実施を含みます。）
- ②受講料等の計算及び請求に関する業務
- ③本契約及び本契約の内容変更に関する業務（休学・退学を含む。）
- ④不正契約、不正利用、受講料等の不払い発生の防止及び発生時の調査業務
- ⑤現行サービス、新サービス等に関する情報提供業務
- ⑥サービスのご利用状況（契約状況、レッスン受講状況を含む。）を調査・分析して、情報を提供する業務
- ⑦新サービスの開発、サービス品質の評価・改善に関する業務
- ⑧サービス提供に関する教材、施設、機器、ソフトウェアの開発、運用、管理に関する業務
- ⑨商品の不具合、システムの障害、サービスに関する問題等の調査・対応に関する業務
- ⑩本サービス利用時における甲の学習ログの記録に関する業務
- ⑪学習管理の品質維持・改善、利用状況把握等を目的に、Google, Inc.が提供する解析サービス「Google Analytics」を利用した分析業務
- ⑫本サービスの利用結果データを統計化し、乙のホームページ等にて掲載、その他広報・広告等に当該データを活用する業務
- ⑬乙ならびに乙の関係会社の提供する各種サービスに関する情報提供業務
- ⑭利用促進等を目的とした商品、サービス、イベント、キャンペーンに関する業務
- ⑮アンケート調査に関する業務
- ⑯広告の表示及び配信・配送に関する業務
- ⑰TOEIC® L&Rテスト、英検® などの検定、試験の申し込みや実施業務
- ⑱教材の配送に関する業務

ご購入いただいた教材を安全・確実にお届けするために、乙が利用する配送業者に甲の連絡先（電話番号、住所、メールアドレス等）を連絡し利用いたします。その際、配送業者からメール等によりご連絡が届く場合があります。

(2)個人情報の共同利用

個人情報のご記入は任意ですが、ご提供いただけない情報がある場合、乙からの情報、レッスン及びサービスの提供に不備が生じる場合がありますのでご了承ください。

(2)個人データの共同利用

乙は、本条第(1)項に記載の範囲において、次のとおり、乙が取得した個人データを共同利用いたします。

○個人情報の管理者：株式会社イーオン 個人情報管理室 室長

○共同利用する会社、団体：KDDI株式会社、KDDIグループ各社：<http://www.kddi.com/corporate/group/>
・株式会社留学ジャーナル ・株式会社mpi松香フォニックス

- ・株式会社インターカルト日本語学校
- ・AEON Intercultural USA Corporation

○共同利用するデータ項目

- ・氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、生徒コード等
- ・甲のお申し込みサービス内容
- ・甲の学習目的、受講状況、出席状況、イーオン・ネットキャンパスまたはイーオン・キッズアイクラブ等各種サービスの利用状況
- ・その他お申し込み、お問い合わせ内容及び乙が甲に自動的に付与した識別符号等、サービスの提供等に付随して取得した情報
- ・甲からの紹介等、本人の同意を得て第三者から入手した氏名、住所、連絡先等

(3)個人データの第三者提供

①法令に基づく次の場合は、本人の同意なしに個人情報の第三者提供を行うことがあります。

- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ・国の機関、もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

②次の場合は、本人の同意を得た上で、個人情報の第三者提供を行います。

乙が取得する甲の個人情報を、KDDIならびにKDDIグループ企業に提供させていただきます。

○提供先：KDDIの他、KDDI総合研究所等のKDDIグループ企業

(こちらを参照 <https://www.kddi.com/corporate/group/>)

○提供データ

- ・甲が契約時に乙に対してご提供された情報及び乙が甲に付与した会員番号等の識別符号
- ・甲の学習履歴(学習目的、受講内容、受講状況、受講履歴等)及びイーオン・ネットキャンパスまたはイーオン・キッズアイクラブ等各種サービスの利用状況
- ・乙のシステムと学習管理との間でIDや生成した学習ログ
- ・甲の学習記録
- ・甲の音声データ(イーオン・ネットキャンパスまたはイーオン・キッズアイクラブ等の各種サービス利用時、カウンセリング時等)
- ・その他、お問い合わせ内容及びサービスの提供等に付随して乙が取得した学習・教育に関する情報

○提供目的(※提供先の所有している情報と組み合わせる場合があります。)

- ・甲の上達に資する学習方略、教育手法に関する新サービスの企画・開発・調査・研究
- ・英語スキルの推定、英語能力及び学習効率の向上、社会性を考慮したモチベーション等の調査・研究
- ・乙のサービス改善、品質向上及び店舗開発に関する調査・分析
- ・乙が上記提供先企業と連携して提供するサービスに関する調査・分析
- ・学習管理で得られたログの調査・分析

○提供されるデータの対象期間は、入会時から退会時までの期間

○提供のタイミングは、甲の同意をいただいた後、提供先には必要とするときに定期的に提供します

(4)個人情報の管理

乙は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理します。個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損及び漏洩等を防止するため、不正アクセス、コンピュータウィルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じ、合理的な範囲内で適切な安全対策を講じます。また、乙は、個人情報の持ち出し、外部への送信等による漏洩を防止します。甲が提供した個人情報の内容を甲の同意を得ずして変更することはしません。さらに、情報処理を外部企業に委託する場合も同様です。

(5)休学及び退学者の個人情報の取扱い

休学及び退学者の個人情報についても上記と同様の取扱いとします。

(6)個人情報に関する問合せ窓口

ご提供いただいた個人情報に関するお問い合わせは、下記の個人情報問合せ窓口までご連絡ください。個人情報の開示、訂正、利用停止、削除等につきましては、ご本人であることを確認させていただいた上で、法令に基づき対応いたします。なお、要望に従って個人情報を訂正、利用停止、削除等した場合は、乙の商品やサービスをご利用できない場合があります。

個人情報問合せ窓口

TEL：03-5381-1121 E-mail：privacy-e@corp.aeonet.co.jp

第26条（協議・管轄裁判所）

- (1)本約款及び本契約に定める事項について疑義が生じた場合、その他本約款及び本契約に関して紛争が生じた場合は、両者協議の上、解決するものとします。また、本約款及び本契約の定めがない事項については、民法その他の法令によるものとします。
- (2)前項に基づき解決できない場合、本約款及び本契約に関する一切の訴訟、その他一切の法的手続き（裁判所の調停手続きを含む。）については、訴額により東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第27条（本約款の変更）

本約款の変更が本契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係わる事情に照らして合理的なものであるときは、乙は本約款を変更することがあります。変更にあたっては、その効力発生時期を定め、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容ならびにその効力発生時期を、乙のホームページにて、効力発生日以前に約30日間の一定期間をもって告知します。

第28条（準拠法）

本約款及び本契約は、日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。

第29条（本約款の優先適用）

本約款の内容は、すべての受講契約（本約款の発効日以前に申し込まれた受講契約を含む）に対して優先的に適用されます。また、本契約締結後に料金、条件等の変更があった場合は、第27条に従って告知し、効力発生日以降は乙のホームページ (<https://www.aeonet.co.jp/>) にて知らせる最新の約款を適用するものとします。

第30条（附則）

本約款は、契約期間が2か月を超え且つ支払い総額が5万円を超える契約の場合に適用されます。

事業主体（役務提供事業者）：

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-10-1 日土地西新宿ビル16F
株式会社イーオン <https://www.aeonet.co.jp/>